

AI 新法を読み解く

ロボット/AI ニュースレター

2025 年 4 月 2 日号

執筆者:

[福岡 真之介](#)

s.fukuoka@nishimura.com

目次

- I AI 法案の基本コンセプト
- II AI 法案の内容
- III 結論

I AI 法案の基本コンセプト

1. AI 法案の立法の経緯

AI に関する法律として、本年 2 月 28 日に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」（以下「AI 法案」）が閣議決定され、第 217 回通常国会に提出されました。国会の審議を経て可決されれば AI 法案が、日本における初の AI に関する包括的な法律として成立することになります。本ニュースレターでは、この AI 法案について解説します¹。

AI 法案の立法の経緯は以下のとおりです。

- ・ 2023 年 5 月 11 日 AI 戦略会議の発足
- ・ 2024 年 8 月 2 日 AI 制度研究会の発足
- 12 月 26 日 「中間とりまとめ（案）」の公表（パブコメ～1 月 23 日）
- ・ 2025 年 2 月 4 日 「中間とりまとめ」の提出
- 2 月 28 日 AI 法案の国会提出

AI 法案は全 4 章、28 条からなる短い法律ですが、AI の法制度についての日本としての姿勢が示された点で、今後、日本における AI の開発・活用において重要な法律といえます。

日本政府は、AI 法案の立法の理由として、現状、日本が AI 開発・活用に後れを取っているため AI のイノベーションを推進する必要性が高いことや、AI 開発・活用への国民の不安が高まっていることから、ルールの制定や対策の必要があることを挙げています。

¹ 現時点では、AI 法案は未成立であり、国会で修正等される可能性がある点にはご注意ください。

2. AI 法案の基本コンセプト

AI 法案の基本コンセプトは、広島 AI プロセス国際指針²などの国際指針に沿って、イノベーションの促進とリスク対応を両立させることで、世界でも AI を開発・活用しやすい国とすることを目指すというものです。そのために、AI 法案は、EU の AI 法のような詳細な法規制と強力な制裁を設けるアプローチをとらずに、原則として、既存の法律やガイドラインによる規制で対応し、それに対応できない部分を AI 新法で対応するという発想で作成されています。

従来、日本政府の AI 規制に対する姿勢はソフトローで対応するというものでしたが³、AI 法案は、このような従来の姿勢を微修正するものであるものの、大きな転換をしたとまではいえないと考えられます。

3. AI 法案の特徴

AI 法案の特徴を挙げるとすれば、まず、その基本法的な性格を挙げることができます。日本には「災害対策基本法」や「教育基本法」などの基本法と呼ばれる法律があります。基本法は、一般的には、国政に重要なウェイトを占める分野について国の制度、政策、対策に関する基本方針・原則・準則・大綱を明示した法律です。AI 法案の条文構造を見ると、国の責務、基本計画の作成、組織についての規定があり、そこからは基本法としての性格を見ることができます。

また、AI 法案には罰則規定が設けられていません。このことは AI 法案の基本法的性格に照らせば、自然な成り行きといえます。罰則が設けられていないのは、その萎縮効果により AI のイノベーションを阻害しないという観点もありますが、AI の活用には様々な態様があることから、AI 法案で包括的に罰則を設けるのではなく、より細かい利害調整ができる個別の法律で規制や罰則を定めることが望ましいという判断といえます。例えば、ヘルスケア関係の AI であれば薬機法で規制し、自動車関係の AI であれば道路運送車両法で規制した方が分野に応じた適切な規制をすることができるのであり、様々な分野を一つの法律で一律に規制すると無理が生じることとなります。このように、規制や罰則は個別法で対応するのが原則とされていることから、AI 法案には罰則がないから実効性に欠けるといった批判は当たらないといえます。もっとも、個別法の中には AI 対応が遅れているものもありますので、今後は、個別法において AI 対応を整備していくことが望まれます。また、AI 法案では、ソフトロー（ガイドラインや自主規制）も重要なルールとして位置付けており、その意義は従来から変わるものではないといえます。

4. AI 法案の背景

AI 法案が、どのような発想に基づいて立法されているかについては、AI 戦略会議・AI 制度研究会の「中間とりまとめ（案）」（2025 年 2 月 4 日）⁴の記載から知ることができます。

中間とりまとめでは、イノベーション促進とリスクへの対応の両立が重要とされています。また、AI のもた

² 「高度な AI システムを開発する組織の向けの広島プロセス国際指針」及び「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」があります。

³ AI 原則の実践の在り方に関する検討会「我が国の AI ガバナンスの在り方 ver.1.1」（2021 年）では、「AI 原則を尊重しようとする企業を支援するソフトローを中心としたガバナンスが望ましいと考えられる」としています。

⁴ https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/13kai/shiryoku2.pdf なお、中間とりまとめ（案）は AI 戦略会議・AI 制度研究会において承認されたため、現在は（案）は取れて、中間とりまとめとなっています。

らし得るリスクについては、法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせて、事業者の自主性を尊重し、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定して対応していくべきであるとされています。さらに、国際整合性・相互運用性の確保についても強調されています。そして、具体的な制度・施策の方向性として以下が挙げられています。

- ① 政府の司令塔機能の強化、戦略の策定
- ② AI ライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保
- ③ 国内外の組織が実践する安全性評価と認証に関する戦略的な促進
- ④ 重大インシデント等に関する政府による調査と情報発信
- ⑤ 政府による AI の利用と政府調達ガイドライン等の整備

中間とりまとめに記載された上記の方向性が AI 法案に反映されています。

II AI 法案の内容

AI 法案は以下について定めています。

- ① 目的
- ② 基本理念
- ③ 責務
- ④ 基本的施策
- ⑤ AI 基本計画の作成
- ⑥ AI 戦略本部の設置
- ⑦ 附則

なお、2 条に対象となる「人工知能関連技術」の定義がされていますが、広い定義になっているので通常 AI と呼ばれるものはこれに当たることになります。AI 法案には罰則がないことから、定義を議論する実質的意味は少ないといえます。

1. 目的（1 条）

AI 法案の目的は国民生活の向上と、国民経済の発展とされています。この点、EU の AI 法が基本的権利の保護を掲げていることと若干異なるといえます⁵。

2. 基本理念（3 条）

AI 法案の基本理念として、①研究開発力の保持、②国際競争力の向上、③適正な研究開発・活用のため透明性の確保、④国際協力における主導的役割を果たすことが挙げられています。

⁵ ただし、基本的な方向性は大きく異ならないと考えられます。

3. 責務（4～10条）

事業者は国等の施策に協力しなければならないとされています（7条）。また、国民も国等の施策に協力しなければならないとされています（8条）。この点、教育基本法や災害対策基本法における国民の責務は「～努めなければならない」と努力義務とされているのと比べて強い表現が使われていますが、あくまで協力義務であり、また罰則もないことから、理念的なものにとどまるといえます。

また、国は、AIに関する法制上・財政上の措置を取るものとしています(10条)。この規定は、個別法について、国がAIに関する法制上の整備をすることを定めたものといえます。

4. 基本的施策（11～17条）

基本的施策としては様々なものが定められていますが、事業者との関係で重要なものを挙げます。

① 適正性のための国際規範に即した指針の整備（13条）

国は、AIに関するガイドライン（指針）の整備をするものとされています。現時点では、そのような指針として、既に「[AI 事業者ガイドライン](#)」が存在します。本規定は、これらのガイドラインに法的な根拠を与えるものといえます。

② 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査(16条)

国は、AIの技術動向の情報収集や、不適切な開発・活用や事故についての分析・対策の検討・調査を行うことができると規定されています。この規定に基づき、国は、一般的なAI技術の情報収集のほか、AIが社会問題を引き起こすような使われ方をした場合には調査をすることができます。

③ 事業者・国民への指導・助言・情報提供（16条）

国は、上記の調査に基づいて、事業者への指導・助言・情報提供を行うことができます。悪質な事業者などについては、国が指導するほか、国民への被害を防ぐために、国が本規定に基づいて事業者名を公表することも考えられます。

5. AI基本計画の作成（18条）

政府は、AIの研究開発・活用の推進をするためのAI基本計画を策定するものとされています。このAI基本計画は、AI法案の効力発生から3カ月以内に策定するものとされています（附則1条）。AI基本計画の詳細は現時点では不明であり、その内容が注目されますが、AI基本計画が公表された際には、これを見れば、日本政府のAI政策の方向性を知ることができる可能性があります。

6. AI戦略本部の設置（19～28条）

AI戦略本部として、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚が構成員になるものとしています。AI戦略については特定の省庁が担当するのではなく、省庁横断的に取り組むものとされています。

7. 附則

AI法案は、社会経済情勢の変化に応じて適宜見直すものとされています。個人情報保護法の3年ごとの見直しのように時期については明示されていません。

Ⅲ 結論

AI 法案において、日本は、法令による規制は原則として個別法やガイドライン等に対応し、対応できないものに限定して包括的な法律で対応するものとし、EU の AI 法とは異なるアプローチを採用しました。このアプローチは EU とは異なるアプローチとして世界的にも注目されるものといえます。この AI 法案により、日本が AI のリスクをコントロールしつつ、開発・活用がしやすい国になれば、日本での AI 開発・活用の発展に大いに資することになります。もっとも、法律があるだけでは、AI 法案が社会にもたらす意義を知ることではできません。AI 法案がどのように運用されるかも重要です。日本政府が、今後、AI 法案をどのように運用するか注目されるところです。

本ニュースレターでも、今後 AI 法案がどのような運用がされるかについて評価ができる段階になった時点で、その点を取り上げたいと考えています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地地弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com